

平成 29 年度

介護保険サービス事業者 集団指導 資料

介護老人福祉施設

(介護予防) 短期入所生活介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

【介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護】

●実地指導でよくある指摘事項について

<p>1 施設の施設について</p> <p>【事例】 リネン室や倉庫について、常に施設できない又は夜間に施設していない状態であった。</p> <p>【解説】 火災発生を未然に防ぐ観点から、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室については夜間に施設する必要がある。</p> <p>【根拠法令】 社会福祉施設における防火安全対策の強化について</p>	<p>2 職員の健康管理について</p> <p>【事例】 介護及び看護業務に従事する職員（日勤者）の腰痛に関する健康診断について6か月以内ごとに実施していなかった。</p> <p>【解説】 介護・看護作業等で腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期に、医師による腰痛の健康診断を実施しなければならない。</p> <p>【根拠法令】 労働安全衛生規則第45条第1項 職場における腰痛予防対策指針</p>	<p>3 入所者の居宅における日常生活の検討について</p> <p>【事例】 入居者の居宅における日常生活の検討について、記録で確認できなかった。</p> <p>【解説】 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で定期的に検討を行い、その検討の経過及び結果を記録し保存する必要がある。</p> <p>【根拠法令】</p>
--	---	---

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第7条第4項、第5項

4 身体拘束について

【事例】

身体拘束について、施設としてその必要性を判断している記録が確認できなかった。また、拘束時間の記載がなかった。

【解説】

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはなりません。

◆緊急やむを得ない場合とは◆

以下の3つの要件全てを満たしていることを、施設内の「身体的拘束廃止委員会」等で、組織として意前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していること。

- ① 切迫性 : 入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体的拘束等に係る家族等の同意書や家族等の希望などがあつた場合であっても、上記の3つの要件を満たしていない場合には、身体的拘束等を行うことができませぬ。

3つの要件の確認について、担当者個人(又は数人)で行うのではなく、施設全体として確認され、検討が行われている必要があります。

手続きや説明者を事前に明文化し、入所者や家族に対し、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得ること。また実際に身体的拘束を行う時点でも、必ず個別に説明を行うこと。

緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなつたら直ちに解除すること。

身体的拘束を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

記録がない場合、「身体拘束廃止未実施減算」の対象となります。

【根拠法令】

身体拘束ゼロへの手引き

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第5項、第42条第7項

平成12年3月8日 老企第40号第2の5(5)

<p>5 食事の提供について</p>	<p>【事例】 入所者が廊下で食事を摂っていた。</p> <p>【解説】 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならぬ。</p> <p>【根拠法令】 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第14条第2項</p>
<p>6 衛生管理等について</p>	<p>【事例】 医務室の冷蔵庫に入所者の医薬品と職員の飲料水が一緒に保管されていた。</p> <p>【解説】 衛生管理の観点から、入所者の医薬品と職員の飲料水は別々に管理する必要がある。</p> <p>【根拠法令】 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項</p>
<p>7 特別養護老人ホームにおける宿直員の配置について</p>	<p>【事例】 夜勤職員は充足しているが、宿直者が配置されていない。</p> <p>【解説】 特別養護老人ホームについては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日付け社施第107号社会局長・児童家庭局長通知)により、夜間の防火管理体制を充実させるため、「夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること」とされているが、夜勤職員の配置状況の実態に鑑み、平成27年4月より、介護保険法に基づき介護老人福祉施設の指定を受けた特別養護老人ホームにおいて、その最低基準を上回る数の夜勤職員(介護職員又は看護職員)を配置し、かつ、そのうちの1人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合、当該時間帯においては、宿直員を配置することと同様に夜間防火管理体制が充実していると認められるため、夜勤者とは別に宿直者を配置することは要しないこととしている。</p> <p>【根拠法令】 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 第4の11の(2)</p>

<p>8 栄養マネジメント加算について</p>	<p>【事例】 モニタリングの間隔が入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じて行われていなかった。</p> <p>【解説】 モニタリングは、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載しなければならぬ。</p> <p>当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、おおむね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、おおむね3ヶ月ごとに行うこと。</p> <p>【根拠法令】 平成12年2月10日 厚告第21号別表1ホ 平成12年3月8日 老企第40号第2の5(18)</p>
<p>9 看取り介護加算について</p>	<p>【事例】 看取りに関する指針について、適宜、見直しを行っていなかった。</p> <p>【解説】 入所者に提供する看取り介護の質を常に向き上げていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であるが、改善(Action)については、看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行うこと。</p> <p>なお、見直しにより、「当該施設の看取りに関する考え方」等の重要な変更があった場合には、改めて入所者及びその家族等に説明を行い、同意を得る必要がある。また、それ以外の場合についても、入所者等への周知を行い、記録に残しておくこと。</p> <p>【根拠法令】 平成12年2月10日 厚告第21号別表1ル 平成12年3月8日 老企第40号第2の5(24) 平成24年3月13日 厚告第97号第55項</p>

<p>10 日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算について</p>	<p>【事例】 加算算定時の届出を行った月以降においても、適宜、割合を算定し記録する必要があるが、その記録が見受けられなかった。</p> <p>【解説】 加算算定時の届出を行った月以降の、それぞれの加算における割合の算出方法については、以下のとおり。</p> <p>◆日常生活継続支援加算 「新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること」又は「新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること」の要件で算定する場合は、算定日の属する月の前6月間又は前12月間の割合を算出し、毎月記録に残すこと。</p> <p>「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること」の要件で算定する場合は、直近3月間の割合を算出し、毎月記録に残すこと。</p> <p>「介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること」については、毎月、直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしているか計算し、記録に残すこと。この場合の入所者数は、前年度の平均を用いること。</p> <p>◆夜勤職員配置加算について 夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とし、毎月、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数、最低基準を1以上上回っているか確認し、記録に残すこと。 なお、夜勤時間帯については、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、施設が設定するものであるが、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む時間帯に手厚い職員配置があるかを評価するものである。例えば「午後10時から翌日午後2時まで」といったような極端な夜勤時間帯を設定は行うべきではない。</p> <p>◆サービス提供体制強化加算 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることから、毎年3月に計算し、記録に残すこと。 ※算出した前年度の平均が要件を満たしていた場合、4月から翌年3月まで加算が</p>
<p>算定できる。</p>	<p>前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月以降届出が可能となる。なお、届出を行った月以降において、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならぬ。その割合については、毎月記録すること。</p> <p>【根拠法令】 平成12年2月10日 厚告第21号別表1注5、注7 平成12年3月8日 老企第40号第2の5(6)、(8)、(29) 平成24年3月13日 厚告第96号第61項 平成24年3月13日 厚告第97号第51項</p>
<p>11 短期入所生活介護の送迎加算について</p>	<p>【事例】 送迎した時の実施記録が不十分であった。</p> <p>【解説】 送迎を行ったときは、実施記録を作成し、保管する。 実施記録には、送迎理由、日時、利用者名、担当者名、使用した車を明記する。</p> <p>【根拠法令】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表8の10</p>